

基準日設定につき通知公告および定款変更につき通知公告

当社は、2019年12月25日開催予定の臨時株主総会において、議決権を行使することができる株主を確定するため、2019年11月26日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

また、当該臨時株主総会において、定款を変更して譲渡による株式の取得につき、取締役会の承認を要する旨の定めを設けることを予定しております。

なお、本定款変更の効力発生日は、2019年12月26日となります。

2019年11月11日

京都市下京区五条通烏丸西入醍醐町284 YMC 烏丸五条ビル7F

株式会社 ゼロ・サム

代表取締役 菊池 力